

投票予定日は7月10日(日)

「私たちの声を 私たちの将来に」

参議院議員通常選挙

投票時間は、一部投票所を除き午前7時から午後8時まで。
今回の選挙から、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられました。

第24回参議院議員通常選挙は、公示日が6月23日、投票日が7月10日の予定です。公職選挙法の一部改正に伴い、今回の選挙から、選挙権年齢がこれまでの満20歳以上から満18歳以上に引き下げられ、満18歳以上満20歳未満の人が新たに選挙に参加(投票)することができるようになります。選挙は私たちの願いを国政に反映させる大切な機会です。棄権することなく大切な一票を投じましょう。なお、投票日が変わった場合は、投票できる人や期日前投票の期間などが投票日に合わせて変わります。



▲平成27年度明るい選挙啓発ポスター
文部科学大臣・総務大臣賞受賞作品

投票用紙の上で寄り添っている手が、一票が育む大切さを表現しており、これからの豊かな未来を想像させてくれそうな作品です。やわらかいタッチで描かれ、見る人も今後の明るい明日を感じる、とても温かいポスターです。

選挙の種類

参議院議員通常選挙は、候補者の個人名を記載する「選挙区選出議員選挙」と、候補者名または政党名を記載する「比例代表選出議員選挙」の2種類の投票を行います。

「選挙区選出議員選挙」は北海道選挙区の候補者に、「比例代表選出議員選挙」は名簿に記載された候補者または政党名のいずれかに投票します。

投票できる人

今回の選挙で投票できる人は、平成10年7月11日までに生まれた人で、平成28年3月22日から引き続き3カ月以上音更町の住民基本台帳に登録されている人です。

投票するためには、選挙権を有しているだけでなく、選挙人名簿に登録されている必要があります。

これまで、選挙権があつ

ても登録基準日前に転出すると旧住所地では選挙人名簿に登録されず、新住所地でも転入後3カ月経過しなければ登録されないため、いずれの住所地でも投票できないことがありましたが、そうした人が投票できるよう、選挙権年齢の18歳への引き下げに合わせて選挙人名簿の登録制度が改正されました。

該当する人は、登録基準日前に転出しても旧住所地で選挙人名簿に登録され、旧住所地で投票することができます。

投票所入場券

投票のときに必要な「投票所入場券」は、公示日前後に住民票に登録されている住所に郵送する予定です。入場券は投票するまで大切に保管しましょう。

入場券が届かなかつたり紛失した場合でも、選挙人名簿に登録されている人は、本人

投票区・投票所一覧表

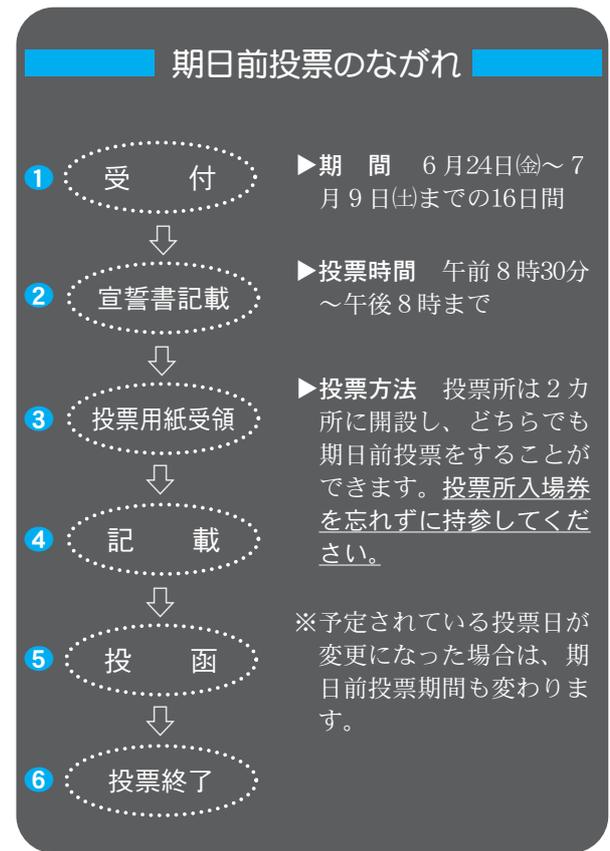
| 投票区 | 投票所名 | 所在地 | 繰り上げ |
|-----|----------------|---------------|------|
| 第1 | 音更町総合福祉センター | 大通11丁目1番地 | |
| 第2 | 音更プロSPA | 大通6丁目6番地 | |
| 第3 | 柳町小学校 | 柳町南区14番地 | |
| 第4 | 緑陽台会館 | 緑陽台仲区30番地 | |
| 第5 | 木野北部児童館 | 木野西通12丁目8番地 | |
| 第6 | 鈴蘭小学校 | すずらん台北町2丁目1番地 | |
| 第7 | 木野東会館 | 木野東通5丁目6番地 | |
| 第8 | 千野会館 | 木野東通1丁目2番地 | |
| 第9 | 宝来軽スポーツセンター | 宝来仲町北1丁目1番地 | |
| 第10 | 十勝川温泉湯の里会館 | 十勝川温泉北14丁目2番地 | ○ |
| 第11 | 駒場会館 | 駒場南1条通3番地 | |
| 第12 | 鈴蘭軽スポーツセンター | 南鈴蘭南3丁目7番地 | |
| 第13 | 下士幌小学校 | 字下士幌北2線東51番地 | ○ |
| 第14 | 昭和小学校 | 字東和東1線19番地 | ○ |
| 第15 | 東士幌小学校 | 字東音更東4線15番地 | ○ |
| 第16 | 豊田会館 | 字豊田東4線27番地 | ○ |
| 第17 | 南中士幌地区構造改善センター | 字東音更西2線25番地 | ○ |
| 第18 | 中音更会館 | 字中音更西3線6番地 | ○ |
| 第19 | 西中音更小学校 | 字西中音更北15線7番地 | ○ |
| 第20 | 南中音更小学校 | 字南中音更北4線8番地 | ○ |
| 第21 | 上然別会館 | 字上然別西4線98番地 | ○ |
| 第22 | 万年地域会館 | 字万年基線55番地 | ○ |
| 第23 | 東士狩小学校 | 字東士狩西7線52番地 | ○ |
| 第24 | 然別児童館 | 字然別北8線西45番地 | ○ |
| 第25 | 雄飛が丘会館 | 雄飛が丘仲区1番地 | |
| 第26 | 共栄コミュニティセンター | 木野西通17丁目1番地 | |
| 第27 | ひびき野会館 | ひびき野仲町1丁目6番地 | |

※○の投票所は、投票所閉鎖時間が1時間繰り上げられます（投票時間午前7時～午後7時）。その他の投票所の閉鎖時間は午後8時です（投票時間午前7時～午後8時）。

期日前投票ができる場所や期日などは、上記「期日前投票のながれ」をご覧ください。

期日前投票をする場合は、あらかじめ自宅などで宣誓書に必要事項を記載してから投票所の受付に提出していただくことが便利です。

※町選挙管理委員会が有権者の皆さんに郵送する投票所入場券には「期日前（不在者）投票宣誓書（兼請求書）」が添付されています。期日前投票をする場合は、あらかじめ自宅などで宣誓書に必要事項を記載してから投票所の受付に提出していただくことが便利です。



期日前投票のできる場所（2カ所）

| | | |
|---|------------------------|------------|
| 1 | 音更町総合福祉センター 期日前投票所 | 大通11丁目1番地 |
| 2 | 木野コミュニティセンター 期日前投票所 | 木野西通8丁目2番地 |

確認ができれば投票できますので、事前に選挙管理委員会に連絡するか、当日、投票所で申し出てください。

投票時間

▼投票を開始する時刻
午前7時

▼投票を終了する時刻
午後8時

※一部の投票所（第10、13、24投票所）については、投票時間の終了時刻が1時間繰り上がり午後7時までと

なりません。繰り上げになる投票所は、上記「投票区・投票所一覧表」で確認してください。

投票所によっては、混雑が予想されますので、投票所入場券を忘れずに持参してください。

期日前投票

仕事や旅行、冠婚葬祭などで投票日当日に投票所で投票できないと見込まれる人は「期日前投票」をすることができます。投票の手続き・流れについては、投票日に投票所で行う手続きと基本的に同じです。

※町選挙管理委員会が有権者の皆さんに郵送する投票所入場券には「期日前（不在者）投票宣誓書（兼請求書）」が添付されています。期日前投票をする場合は、あらかじめ自宅などで宣誓書に必要事項を記載してから投票所の受付に提出していただくことが便利です。

代理投票

身体が不自由などの理由で投票用紙に自筆で記載できない人のために「代理投票制度」があります。

代理投票は、投票所の係員に申し出ると、係員が秘密を厳守し、本人に代わって投票する候補者名などを投票用紙に記載します。

不在者投票

【他市区町村での不在者投票】

選挙期間中、音更町以外の市区町村に滞在している人は、滞在先の市区町村で不在者投票をすることができます。

この制度は、投票日当日または期日前投票の期間中（6月24日～7月9日）に、音更

町内の投票所で投票ができない事由（仕事や学校、旅行など）がある場合、事前に請求した投票用紙で、投票日の前日（7月9日）まで、滞在先

の選挙管理委員会が指定する不在者投票所で投票ができるものです。

なお、不在者投票の手続きは郵便で行われるため日数がかかります。投票用紙などの

【病院などでの不在者投票】

不在者投票施設の指定を受けている病院や老人ホームなどの施設に入院・入所している人は、病院長や施設長に申し出ると、その施設内で不在者投票をすることができます。

なお、投票用紙などの請求は、病院、施設を通じて町選挙管理委員会に提出されます。

その後、投票用紙が交付され、各不在者投票指定施設が指定した日（6月24日～7月9日までの間）に投票することになります。

【郵便による不在者投票】

身体に重度の障がいなどがあることから直接投票所に行けない人のために、在宅したまま投票できる「郵便等による不在者投票制度」があります。

制度を利用できる障がいなどの区分については、表2「郵便等による不在者投票ができる人」のとおりです。

この投票ができる人で、自分で投票の記載ができない人

には、届け出により代理記載ができる「代理記載制度」が設けられています。

身体障害者手帳に上肢または視覚の障がい程度が1級、戦傷病者手帳に上肢または視覚の障がい程度が特別項症から第2項症までの記載のある人が、代理記載することができます。

代理記載人となるべき人は、選挙権を持つ人で、町選挙管理委員会の委員長に届け出た人です。

これらの制度の適用を受けるには、事前に「郵便等投票証明書」の交付を受ける手続きが必要です。

なお、手続きのほとんどを郵便のやり取りで行うため、投票までは日数がかかるほか、投票用紙の請求は投票日の4日前までとなっていますので、早めの手続きが必要です。

選挙に関するお問い合わせ

選挙権や期日前（不在者）投票など、参議院議員通常選挙について不明な点は、選挙管理委員会にお問い合わせください（役場庁舎2階、☎42-1111内線234）。

【表1】他市区町村での不在者投票

| | |
|-----|---|
| 期 間 | 6月24日(金)～7月9日(土)、午前8時30分～午後8時 |
| 場 所 | 滞在先の選挙管理委員会が定めた不在者投票所 |
| 持ち物 | 「期日前(不在者)投票宣誓書(兼請求書)」に必要事項を記入して、音更町選挙管理委員会に直接または郵送で投票用紙を請求し、送られてきた投票用紙などを滞在先の不在者投票所にお持ちください。 なお、事前に自宅などで投票用紙に記載したり、同封してある「不在者投票証明書」を開封すると無効となり、不在者投票ができなくなりますので、注意してください。 ※「不在者投票宣誓書(兼請求書)」は、滞在先の選挙管理委員会の様式でも構いません。 |

【表2】郵便等による不在者投票ができる人

| 障がい等の区分 | 障がい等の種類 | 障がい等の程度 |
|------------|---|------------|
| 身体障害者手帳 | 両下肢・体幹・移動機能の障がい | 1級と2級 |
| | 心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がい | 1級または3級 |
| | 免疫・肝臓機能の障がい | 1級から3級 |
| 戦傷病者手帳 | 両下肢・体幹の障がい | 特別項症から第2項症 |
| | 心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障がい | 特別項症から第3項症 |
| 介護保険の被保険者証 | 介護保険法に規定する要介護認定者で被保険者証に「要介護状態区分」が記載されている人 | 要介護5 |